

薬生機発 0314 第 3 号
薬生安発 0314 第 1 号
平成 28 年 3 月 14 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省大臣官房参事官
（医療機器・再生医療等製品審査管理担当）
（公 印 省 略）

厚生労働省医薬・生活衛生局安全対策課長
（公 印 省 略）

伊勢志摩サミット等開催に伴う
医療機器のサイバーセキュリティ対策等について

今般、伊勢志摩サミット首脳会議が5月26日及び27日に開催されること等に
に伴い、平成28年3月14日付医政研発0314第1号により、別添のとおり、伊
勢志摩サミット等開催に伴うサイバーセキュリティ対策等について貴管内関係
機関等への周知・徹底をお願いしたところですが、医療機関で使用される医療
機器のサイバーセキュリティの確保の実施に当たっては、医療機関と医療機器
製造販売業者等との連携が重要となりますので、貴管下関係業者等に対して、
適切に医療機関と連携を図るよう、周知方お願いいたします。





医政研発 0314 第 1 号
平成 28 年 3 月 14 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局研究開発振興課長
(公印省略)

伊勢志摩サミット等開催に伴う医療機関におけるサイバーセキュリティ対策等
について

医療分野の情報化につきましては、平素より多大な御理解、御尽力を賜り、
厚く御礼申し上げます。

今般、伊勢志摩サミットが5月26日及び27日に開催されること等に伴い、
別添のとおり、警察庁警備局長から警備協力の要請がありました。

つきましては、伊勢志摩サミット及び関係閣僚会合開催中における医療機関
のサイバーセキュリティ対策の強化等について、下記のとおり、管内関係機関
に対し周知・徹底を図られますようお願いいたします。

記

1. 「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第 4.2 版」(平成 25
年 10 月 厚生労働省)※1に基づき、主に以下の点から、サイバー攻撃発生時
に遅滞なく対応できるよう情報セキュリティ確保について改めて点検を行う
とともに、必要に応じて技術的安全対策等を実施すること。

①利用者の識別及び認証

情報システムへのアクセスを正当な利用者のみ限定するために、情報
システムは利用者の識別と認証を行う機能を持つ必要がある。

②情報の区分管理とアクセス制限の管理

情報システムの利用に際しては、情報の種別、重要性と利用形態に応じ
て情報の区分管理を行い、その情報区分ごと、組織における利用者や利用
者グループ（業務単位等）ごとに利用権限を規定する必要がある。

③アクセスの記録

個人情報を含む資源については、全てのアクセスの記録(アクセスログ)
を収集し、定期的にその内容をチェックして不正利用がないことを確認す

※4 : 「医療機器におけるサイバーセキュリティの確保について」

<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11121000-Iyakushokuhinkyoku-Soumuka/0000090664.pdf>